○熊本市公衆浴場基準条例施行規則〔生活衛生課〕

平成24年3月29日

規則第89号

(趣旨)

第1条　この規則は、熊本市公衆浴場基準条例(平成24年条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第8号に規定する衛生上危害を生じるおそれのないもの)

第2条　条例第2条第8号に規定する規則で定める衛生上危害を生じるおそれのないものは、次に掲げる施設とする。

(1)　水道法(昭和32年法律第177号)第3条第6項に規定する専用水道又は同条第7項に規定する簡易専用水道から供給を受ける水のみを利用する施設のうち利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃するもの又は浴槽を有しないもの

(2)　水道水及び前号に規定する水以外の水であって、水道法第20条第1項又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第4条第1項第4号の水質検査を実施し、水道法第4条に規定する水質基準に適合していると認められるもの(以下「飲用可能水」という。)のみを利用する施設のうち利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃するもの又は浴槽を有しないもの

(3)　水道水、第1号に規定する水又は飲用可能水のみを利用する施設(水道水のみを利用する施設並びに第1号及び前号に規定する施設を除く。)のうち利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃するもの又は浴槽を有しないもの

(4)　水道水、第1号に規定する水又は飲用可能水のみを利用する施設のうち、原湯又は原水を浴槽水として使用する時間が3時間を超えず、かつ、使用後当該浴槽水を完全に排水し、その都度清掃するもの

(条例第4条第2項第13号の規則で定める場合等)

第3条　条例第4条第2項第13号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)　浴槽の容量に比して浴槽に直接注入される原湯又は原水が著しく多く条例第4条第2項第13号に規定する遊離残留塩素濃度を確保することができない場合

(2)　原湯又は原水の性質により塩素系薬剤を使用できない場合

(3)　原湯又は原水の[p](http://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_honbun/q402RG00001115.html#l000000000)H値が高く塩素系薬剤を使用することが有効でない場合

(4)　前3号に掲げる場合を除き、塩素系薬剤以外のもので消毒することについて、適切な衛生措置を併せて行うことを条件として市長が認める場合

2　条例第4条第2項第13号の浴槽水の消毒は、消毒以外の方法によっては条例第4条第2項第15号の規則で定める基準に適合しない場合に行われなければならない。

(条例第4条第2項第15号の規則で定める基準)

第4条　条例第4条第2項第15号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、この基準によることが困難であり、かつ、温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項に規定する許可を受けている場合その他衛生上危害を生じるおそれがないと市長が認めた場合は、[第1号の表](http://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_honbun/q402RG00001115.html#e000000084)1の項から4の項まで並びに第2号の表1の項及び2の項の基準の全部又は一部を適用しない。

(1)　水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水について、[次の表](http://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_honbun/q402RG00001115.html#e000000084)の項目の欄に掲げる項目ごとに同表検査の方法の欄に掲げる検査を実施し、同表基準の欄に定める基準に全て適合すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 項目 | 検査の方法 | 基準 |
| 1 | 色度 | 比色法又は透過光測定法 | 5度以下であること。 |
| 2 | 濁度 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 | 2度以下であること。 |
| 3 | pH値 | ガラス電極法又は比色法 | 5.8以上8.6以下であること。 |
| 4 | 過マンガン酸カリウム消費量 | 滴定法 | 1リットル中10ミリグラム以下であること。 |
| 5 | 大腸菌群 | 乳糖ブイヨン―ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 | 50ミリリットル中に検出されないこと。 |
| 6 | レジオネラ属菌 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 | 100ミリリットル中に10cfu未満であること。 |

(2)　浴槽内の浴槽水について、次の表の項目の欄に掲げる項目ごとに同表検査の方法の欄に掲げる検査を実施し、同表基準の欄に定める基準に全て適合すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 項目 | 検査の方法 | 基準 |
| 1 | 濁度 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 | 5度以下であること。 |
| 2 | 過マンガン酸カリウム消費量 | 滴定法 | 1リットル中25ミリグラム以下であること。 |
| 3 | 大腸菌群 | 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法 | 1ミリリットル中に1個以下であること。 |
| 4 | レジオネラ属菌 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 | 100ミリリットル中に10cfu未満であること。 |

(条例第4条第2項第16号の水質検査を行う機関)

第5条　条例第4条第2項第16号の水質検査は、水道法第20条第3項の地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の衛生検査所(以下これらを「検査機関」という。)において行うものとする。

(条例第4条第2項第17号の規則で定める事項等)

第6条　条例第4条第2項第17号の規則で定める事項は、レジオネラ属菌とする。

2　条例第4条第2項第17号の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面に検査機関が発行した水質検査の結果を記載した書面の写しを添付して行うものとする。

(1)　営業者又は設置者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(2)　施設の名称及び所在地

(水質検査の結果の掲示方法)

第7条　条例第4条第2項第18号の規定による水質検査の結果の掲示は、検査機関が発行した水質検査の結果を記載した書面を掲示することにより行うものとする。

附　則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。